

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うガス料金・電気料金に関する 特別措置の適用について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、ガス料金や電気料金の期限までの支払いが困難となるケースが生じることを踏まえまして、経済産業省の要請により一時的にガス料金・電気料金の支払い猶予等の特別措置の適用を行うことといたしました。

つきましては、下記の通り特別措置を実施いたしますので、適用対象の方でご希望される場合は内容をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、『生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」および「総合支援資金」の特別措置』に基づく貸付を受けた下記のお客さまが、本適用をお申し出いただいた場合に適用いたします。

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

2. 特別措置の内容

ガス及び電気料金について、2020年2月（支払期限日が2020年3月25日以降となるもの）同年3月および4月検針分のガスおよび電気料金の支払期限※をそれぞれ1か月延長いたします。

実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況を鑑み、別途検討することといたします。

※支払期限：支払い義務発生日の翌日から起算して50日目をいいます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、6月6日）の場合には、その直後の休日でない日となります。

<お問い合わせ>

小田原ガス株式会社

受付・料金チーム

0465-34-6100（平日9:00～17:30）